

## 『武家諫忍記』成立過程の考察

— 大聖寺本を中心に —

黒須 あずみ

はじめに

これまで筆者は二回の班別報告を通じ、一貫して『武家諫忍記』に注目してきた。特に、各大名の基礎データとも言える大名名表記、内室、居所等に注目し『武家諫忍記』諸本の系統立てや成立時期の検討を試みた。これには、次のような理由がある。

昨年度「日本社会史特論」において、『土芥寇讎記』の他にも『武家諫忍記』『武家勸懲記』『諫懲記後正』など大名を「評判」する形式の類書の存在が明らかとなった<sup>①</sup>。これらいずれの書物についても、原本の作成者、作成意図などが明らかとなっていない。また諸「大名評判記」間に引用・参照関係があるということが昨年度の研究で明らかとなった。若尾氏は昨年度報告書において「我々がまずすべきことは、このような引用・抜粋の典拠を明らかにする基礎的研究を行って、「大名評判記」諸本の関係性を洗い出すことであろう。」と課題を述べている<sup>②</sup>。また「大名評判記」諸本の関係性を解明する過程で、同名異本の写本間の関係性の解明も重要になるだろう。このような観点から、『武家諫忍記』の系統立てや成立時期に注目してきた。

『武家諫忍記』に注目してきたのには、もう一つの理由がある。それは『武家諫忍記』が現在確認されている「大名評判記」のなかで最も成立の早いものである<sup>③</sup>。『武家諫忍記』から『武家勸懲記』へと影響関係が指摘されていることによる<sup>④</sup>。内容の最も古い『武家諫忍記』の成立過程を検討することが、一群の「大名評判記」成立の問題を解く鍵になるのではないだろうか。

以上のような理由から、本稿でも引き続き『武家諫忍記』を対象とし、その成立過程について考察したい。特に本稿では大名名表記や先代・内室といった縁戚・血縁関係の誤謬、また時間的に前後する情報の混合に注目し、大聖寺本「本文」部分の成立過程における加筆の可能性を考察する。又元禄三年（一六

九〇）段階の大名を書き上げた『土芥寇讎記』との性格の違いについて若干の考察を行いたい。

なお、本稿で扱う『武家諫忍記』は次のように表記することとする。

- ・ 加賀市立図書館聖藩文庫本（以下大聖寺本）
- ・ 宮城県立図書館養賢堂文庫本（以下養賢堂本）
- ・ 東北大学付属図書館本（以下東北大本）
- ・ 米沢市立図書館興讓館文庫本、六冊（以下興讓館本①）
- ・ 米沢市立図書館興讓館文庫本、十九冊（以下興讓館本②）
- ・ 刈谷市立図書館村上文庫本（以下刈谷本）
- ・ 岡山大学付属図書館池田家文庫本（以下池田家本）
- ・ 対馬歴史資料館本（以下対馬本）

## 1 第一回・第二回の個別報告での発見

まず本稿の前提として、二回の個別報告から判明したことを簡単に述べたい。第一回、第二回の個別報告では『武家諫忍記』の成立過程を考察するため、時代の経過とともに明確に変化する部分へ注目した。つまり、大名名表記や内室の有無といった大名の基礎的な情報部分である。第一回報告では、同名異本間の筆写時期の前後関係をつかみ系統立てを行う目的から、本文頭書の大名人の表記と内室の記載の有無につき、同名異本間での相違を検討した。第二回報告では、八本のうち記載データが最も古い大聖寺本の成立時期を解明する目的から、次のような作業を行った。まず、本文に記載された受領名・官職名、内室の確定時期、居城及び藩主就任期間を確定した。そこから、本文に記載された状態が成立する期間を一人一人の大名について割りだし、大聖寺本記載のデータの時間的な幅を明確にし限定するというものである<sup>⑤</sup>。

諸本の系統については、記載内容から見える時間差から、大聖寺本↓池田家本↓養賢堂本系という流れが有るのではと考えた。例えば次のような大名名表記の違いが見られるのである。

〔巻二 松平綱利〕

- |         |              |
|---------|--------------|
| ・ 大聖寺本  | 松平大千代丸菅原後号綱利 |
| ・ 池田家本  | 松平大千代丸菅原綱利   |
| ・ 養賢堂本他 | 松平加賀守菅原綱利    |

しかし、諸本の系統に関しては、時系列的な観点からだけでなく本文、評、序等を含め多面的な検討が必要である。その点、序・国法・教法の序列からの検討（二班第一回小川報告）や特定の大名についての本文・評全体の検討（三班第一回杉、大橋、湯川報告）等々により、様々な系統・分類がなされたことは意味がある。未だ系統立て・分類に関して一致する見解には至っていないが、いくつものことは指摘できる。まず、大聖寺本と養賢堂本・刈谷本はどうやら異なる系統であるということ、そして大聖寺本のデータが他本に比べ古いということである。『武家諫忍記』の成立を考えるには、大聖寺本が一つの鍵になるのではないだろうか。その意味で、本稿では考察の対象を大聖寺本に絞っている。

大聖寺本の記載データについては以下のことが判明した。第一に、承応二年（一六五三）頃から寛文十二年（一六七二）頃という幅で、記載されている全大名のデータが出揃うということである。『武家諫忍記』成立年代については、万治年間（一六五八―一六〇）という説が前年度報告書において出されたが<sup>5)</sup>、それよりもかなり幅のある結果であった。第二に、この間、記載データの成立期間が全く重なり合う時期を持たない大名がいるということである。たとえば、卷十三の織田山城守信尚の場合は万治二年―同三年（一六五九―一六〇）であるのに対し、卷十四の西尾丹後守忠照の場合は慶安二年―承応三年（一六四九―一五四）であり、各々のデータが成立する期間が全く重ならないのである。つまり大聖寺本に記載されている情報は、特定の時間軸で切り取ったものではないといえる。元禄三年段階の大名を書き上げた『土芥寇讎記』とは対照的である。また作業の過程で気づいた点であるが、第三に、一人の大名についての情報の中に前後の代の大名のものが含まれている点である。関連することとして、受領名・官職名、諱名、内室、先代等の本文情報の誤りが指摘出来る。また日録・巻頭目録・本文頭書での大名名表記の相違も指摘されている（一班第一回綱川報告）。

さて、以上確認したように、大聖寺本に記載された大名の情報の特徴をまとめると次のようになる。記載データは一つの時間軸で切ったものではなく、書物全体で見た場合に約二十年という幅を持つ。また記載データの中には異なる代の大名の情報が一つになっている場合がある。このような記載大名のデータのあり方をどのように考えたら良いだろうか。二つの可能性があるだろう。一つは、『武家諫忍記』作成段階において、各大名について時間をかけてデータを収集した。そしてその中に誤謬が含まれていた。もう一つは、一度成立した『武

家諫忍記』を筆写する過程で、大名の代替わり等を受けて情報の追加・改訂が行われた。しかし不十分な形で行われたため情報の誤りという形になった。あるいはこの二つがともに可能性として考えられる。

ところで、これまで筆写行為にともなう情報の追加・改訂は、「大名評判記」諸本の筆写者、評者の思想性を見る観点から主に評文部分を中心に注目・検討されてきた。しかし、『武家諫忍記』の成立過程をさぐるという点から見れば、評文だけでなくデータ部分について情報の追加・改訂の可能性に注目することもまた意味のあることと考える。そこで以下では、本文情報の誤謬に注目し大聖寺本成立過程における、情報の追加・改訂の問題について考えたい。

## 2 目録・巻頭目録・本文頭書での大名名表記の相違

大聖寺本の目録・巻頭目録・本文頭書の三つにおいて、表記に違いが見られたのは十二家である（表1）。①目録②巻頭目録③本文頭書の三者で相違するパターンでは、①②③の場合が四家、①②③の場合が八家である。表記の違いの特徴を詳しく見てみよう。（表1「各大名名の関係等」の項）

イ、同一大名の改名による相違・・・①、②、どちらも頭書のほうが古い名前。□、誤字による相違・・・⑤（なお誤字だけであれば②③でもみられる）

ハ、前代、前々代の藩主名・・・頭書に前代の名③、⑩、⑪／後代の名④、⑧、⑨

ニ、確認できない諱名・・・②、⑥、⑦

相違のパターンをみると、目録と本文頭書が一致し巻頭目録とは異なるというパターン（①③④⑤）はない。目録と本文の作成は別であった可能性が考えられる。またイ、ハの本文頭書の大名名に注目すると、頭書により新しい情報（後代）が記されている場合（④⑧⑨）とより古い情報（改名前の名、先代）が記されている場合（①③⑩⑪⑫）との双方があることが分かる。そのため目録と本文の作成が別であったとしても、ここからだけではその順序を言うことは出来ない。

次に、大名名の表記と本文との関わりを確認したい。表1「本文に一致する人物」の項は、本文の内室の記述、及び父・先代等血縁の記述に該当する人物は誰なのかを確認したものである。十二家の内七家については本文の記述に該当する人物を確認できた。目録・巻頭目録・本文頭書に記された大名名との関連を言うと、③④⑧では本文の情報はより若い代の大名についてのものであつ

た。また残りの五家については本文情報に該当する大名は確認できず、情報に誤りがあることがわかる。例えばno①の上杉綱勝では①②③における表記は異なるものいずれも綱勝を指している。しかし本文の情報に綱勝に当てはまるものでも、他の大名に当てはまるものでもなかったのである。これら五家は①②③の大名名表記に関して、大名の改名前後の名前(①⑫)や異なる代の大人名(⑨⑩⑪)を含むなど大名名の不一致がみられた。本文頭書の大名と本文情報との不一致に関しては次節で検討したい。

### 3 本文情報の誤り

ここでは、大聖寺本における大名の情報の誤りを検討する。表2は大聖寺本記載の大名について、大名名・内室・血縁(先代)の項目について、『寛政重修諸家譜』、『徳川諸家系譜』により裏付けをとった結果、本文情報に誤りがあると判明した大名の一覧である。中には複数の誤謬を含んでいるものがあったが、その内容により次の八つに大別した。①当代・前代の情報の混合、②諱名の誤り、③受領名・官職名の誤り、④全くの別人、⑤誤字、⑥同音異字の使用、⑦事実誤認、⑧その他である。それぞれ簡単に説明したい。

#### ① 当代・前代の情報の混合(二十家)

頭書の大人名、内室、血縁の項に複数代の大名の情報が含まれているというものである。頭書の大名を基準とした場合、それよりも先代の大名の情報が含まれている場合、逆に後代の大名についての情報が含まれている場合双方があった。また頭書自体が二代の大名の混合という形になっているものも確認できた。

#### ② 諱名の誤り(十六家)

受領名・官職名は一致するが、諱名の部分は確認できなかったというものである。内室の項では大半が受領名までしか記されないため、これは頭書の大名及び、血縁の項のみみられた。

#### ③ 受領名・官職名の誤り(十四家)

これは②とは逆に諱名は一致するが、受領名や官職名が異なる場合である。内室と血縁の項についてのみみられた。

#### ④ 全くの別人(七家)

これは、内室の項にのみみられた。例えばno51では大聖寺本本文では「松平隠岐守女」とあるが、『寛政重修諸家譜』では「家臣佐竹淡路義章が女」とな

っており全くの別人が記されていることが分かる。

#### ⑤ 誤字(十四家)

これは受領名・官職名または諱名の一部が異なっている場合である。no59のように「忠真」を「忠直」と書くといった単純な誤字やno64のように「兵部大輔」を「兵部少輔」とするなど類似の官職名との誤りなどである。頭書の大名と血縁の項にみられた。また諱名の間違ひは十二家、受領名・官職名の間違ひは二家であった。

#### ⑥ 同音異字の使用(六家)

頭書の大名と血縁の項にみられた。「政」を「正」、「義」を「吉」とするなど同音異字の使用がみられる場合である。

#### ⑦ 事実誤認(二家)

二例とも血縁関係についてである。no78の本文では水戸頼房が家康の九男とされるが『徳川諸家系譜』によれば、十一男である。またno79では稲垣重祥が重種の嫡男とあるが、重種は先代ではあるが重祥の祖父にあたる。

#### ⑧ その他(十三家)

これは、②③⑥の誤りが複合的にみられるものである。誤字等も含め諱名が異なる場合が十二家、受領名・官職名が異なる場合が八家、別人の場合(共に内室の項)が二家あった。

全体で九十二家に誤りが確認されたが、その内情報の決定的な誤謬とはいえない⑤⑥を除くと七十二家となる。その内最も多いものが①の二十家である。また、内室の項では③では十一家で受領名・官職名が異なり、④⑧で全くの別人が記されるなど、情報の不正確さが際だっている。

さて、最も多い誤りのパターンである①について今一度詳細にみてみたい。

まず、頭書の大名を基準とした場合に先代の大名の情報が含まれる場合である(no.1,2,3,4,7,8,11,13,14,16,17,18の十二家)。no.2の松平光茂では内室と血縁の項にそれぞれ「岡部内膳正女」、「信濃守勝茂ノ嫡男也」とあるが、実はこれは光茂の実父忠直に当てはまることなのである。次に、頭書よりも後代の大名の情報が含まれる場合である(no.5,6,9,10の四家)。no.6では頭書は松平定行だが、内室・血縁の項はその二代後定長に当てはまる情報なのである。またno.9森長継の血縁の項をみると、「美作守忠継ノ養子」とある。しかし実際は「美作守忠政」の養子であり「美作守忠継」は長継の子なのである。このような血縁関係のねじれともいえるものは、no.10松平康政でもみられる。頭書に康政とあるにも関わらず、血縁の項に「周防守康政ノ男」とある点が既に誤りであるが、

本文居所の石見浜田へ替わるのは、康政没後家督を継いだ弟康映の代なのである。

また頭書自体に複数の代の大名が含まれている場合がある（no.12,15,19,20の四家）。no.15では頭書に「分部伊賀守藤原嘉高」とあるが、これは分部伊賀守嘉治とその子若狭守嘉高とが合わさったものといえる。また内室・血縁の項は父嘉治に該当する内容になっている。<sup>60</sup>

1節でも述べたように、大聖寺本成立過程における情報の追加・改訂の可能性を考える上で、このような大名の情報の誤りを重視したい。そこで2節、3節で前後の代の大名及びそれに当てはまる情報が含まれていた二十二大名家について関係する代替りの時期を検討し、時期的な特徴の有無をみることにする。

#### 4 代替り時期の特徴と本文における「今年」

先に述べたように2節、3節で前後複数の代の大名がみられた二十二大名家について関係する代替りの時期を一覧にしたのが、表3である。これを見ると元和六年（一六二〇）から寛文四年（一六六四）まで幅広く確認できる一方、多少の偏りも見られる。明暦三年（一六五七）にはno.2,11,14の三家が翌万治元年（一六五八）にもno.9,17,22の三家が代替りしている。また寛文二年にもno.6,13,15の三家が代替りしているのである。仮に明暦三年から寛文二年までの五年間で区切れば、十家がこの間に代替りをしているといえる。日録や本文情報において異なる代の大名が見られる二十二家のうち、半数近くがこの間に代替りをしているのである。

ところで、明暦三年から寛文二年の五年間に関して気になる点が『武家諫忍記』には存在する。まず本文における「今年」という文言である。巻一、右馬頭綱吉には「綱吉今年十四歳」という記述がある。綱吉は正保三年（一六四六）の生まれであるため、ここでの「今年」は万治二年となる。また巻九、京極百助では父「高知」が「今年死去ス故百助ヲ記ス」とある。『寛政重修諸家譜』によれば、百助の父は「高和」であり、寛文二年封地へ行く途中に亡くなっている。したがってここでの「今年」は寛文二年となる。さらに内室の記述で気になるのが、巻二の松平犬千代丸と細川六磨呂である。犬千代丸では本文頭書に「後号綱利」とあり、内室の項には「内室未定後保科肥後守女」とある。六磨呂では同じく本文頭書に「後号綱利云」とあり、内室の項は「内室未定後松平

讃州女」となっている。『寛政重修諸家譜』によれば犬千代丸の内室が決まったのが万治元年六月、六磨呂の場合が寛文二年十二月である。いずれの場合も先に確認した明暦三年から寛文二年の間に収まる。また特に注目されるのが、犬千代丸、六磨呂の内室の項の「内室未定後々」という書き方である。大聖寺本巻六、土井大炊頭利重には「妻未定（空白）」がみられ、犬千代丸、六磨呂についても当初は空欄であり、そこに加筆された可能性が高い。

以上のことと、前後の大名にまつわたるの目録・巻頭目録・頭書での不一致、本文情報の誤謬とを考えると一つの可能性として次のように考えられる。つまり明暦三年から寛文二年の五年間に、大名の代替り等の変化を受けて本文部分の情報の追加・訂正が行われたということである。

#### おわりに

これまで『武家諫忍記』の成立過程を考える目的から、大聖寺本を取り上げ情報の追加・改訂の可能性について検討してきた。簡単にまとめを述べ、最後に『土芥寇讎記』と『武家諫忍記』の本文情報の性格の違いについて若干の考察を行いたい。

大聖寺本に見られる「後号々」や「未定後々」といった部分は、筆写過程における情報の追加・改訂を示すと考える。状況証拠の域を越えるものではないが、特に明暦三年から寛文二年に一つ画期が予想される。しかしその際の変更が部分的に行われたため、目録・巻頭目録・本文頭書での表記、また大名のデータ部分に混乱が生じたのではないか。また、第二回報告で述べたように大聖寺本のデータの時間的幅は承応三年から寛文十二年頃まで含んでおり、明暦三年から寛文二年以降も情報の追加・改訂が行われた可能性がある。また同様にそれ以前において情報の追加・改訂が行われた可能性も否定できない。可能性としての指摘にとどまるが、大聖寺本の成立過程にはいくつかの加筆・改訂が予想されるのである。

最後に『土芥寇讎記』と若干の比較を行いたい。昨年度、『土芥寇讎記』と同様の形式を持つ書物が発見され、ひとまず「大名評判記」と分類された。今回扱った『武家諫忍記』もその一つとされる。「大名評判記」の特徴は大名に関する情報とそれに対する評から成るとい形式である。その点ではやはり『武家諫忍記』と『土芥寇讎記』は類書と言える。しかし本稿で検討したような、大名名表記や内室、血縁等々の情報部分のあり方に関して言えば、その違いは明

らかである。『土芥寇讎記』は元禄三年時点の大名を書き上げたものである。基礎的な情報部分に関して言えば、少なくとも元禄三年以降、代替わりなどによる変更を受けずに保たれてきたといえる。一方『武家諫忍記』はその情報に時間的な幅が見られ、時間の経過とともに情報の追加・改訂が行われた可能性があるのである。さらに言えば『武家諫忍記』では記載情報の時事性が重視されたのではないだろうか。ここに両書の性格の違いが有るように思われる。

しかし各書物の性格に関しては、作成者の特定や評者の思想性の解明、また受容のあり方等の検討の上に成されるべきであろう。また『武家諫忍記』の成立過程の解明に主眼を置いた本稿だが、いたずらに筆写過程における変化・改訂の可能性を述べたに過ぎない感がある。本文だけでなく、評や序、教法之巻、国法之巻等を含め、他書物からの影響関係の解明など基礎的な作業が必要であると考える。

【注】

- (1) 詳しくは『土芥寇讎記』の基礎的研究(研究代表者若尾政希、二〇〇四年)、『大名評判記』の基礎的研究(研究代表者若尾政希、二〇〇六年)を参照されたい。
- (2) 『大名評判記』の基礎的研究 10頁。
- (3) 前掲註(1)報告書2006【矢森】。
- (4) 作業に当たっては、綱川氏との共同作業の形をとった。
- (5) 前掲註(1)報告書2006【綱川】。
- (6) なお大名の行跡や仕置を述べた部分は「嘉高」となっている。

表1 大聖寺本における大名名表記の相違

no.	巻番号	①目録	②巻頭目録	③本文頭書	相違パターン	各大名名の関係等	本文に一致する人物注(該当する表記)
①	3	27 上杉播磨守 綱勝	上杉播磨守藤原 綱勝	上杉播磨守藤原 實勝	①②/③	綱勝/綱勝初期名	(該当大名なし)
②	4	33 松平大和守 直矩	松平大和守源 直矩	松平大和守源 綱隆	①②/③	誤字(短→矩)カ/不明	松平大和守直矩
③	4	36 松平隠岐守 定長	松平隠岐守源 定長	松平隠岐守源 定行	①②/③	孫/祖父	松平隠岐守定長 (①②〔孫〕)
④	6	55 真田右衛門滋野 信政	真田右衛門滋野 信房	真田右衛門滋野 信房	①/②③	父/子	真田右衛門信房 (②③〔子〕)
⑤	7	58 大久保加賀守 季任	大久保加賀守藤原 秀任	大久保加賀守藤原 秀任	①/②③	季任/誤字(秀→季)カ	大久保加賀守季任 (①)
⑥	9	69 戸澤能登守 乘盛	戸澤能登守源 忠茂	戸澤能登守源 忠茂	①/②③	乘盛/不明	戸澤能登守乘盛 (①)
⑦	9	73 相馬長門守 勝胤	相馬長門守平 勝胤	相馬長門守 勝胤	①/②③	不明/勝胤	相馬長門守勝胤 (②③)
⑧	9	78 脇坂中務少輔 安元	脇坂中務少輔藤原 安吉	脇坂中務少輔藤原 安吉	①/②③	父/子	脇坂中務少輔安吉 (②③〔子〕)
⑨	9	82 松平周防守 康次	松平周防守源 康次	松平周防守源 康政	①②/③	父/子	(該当大名なし)
⑩	12	115 諏訪因幡守 忠清	諏訪因幡守源 忠恒	諏訪因幡守源 忠恒	①/②③	誤字(清→晴)カ/忠晴父	(該当大名なし)
⑪	16	156 丹羽式部少輔 氏純	丹羽式部少輔源 氏定	丹羽式部少輔源 氏定	①/②③	子/父	(該当大名なし)
⑫	17	187 織田信濃守 秀一	織田信濃守平 長成	織田信濃守平 長成	①/②③	秀一/秀一初期名 長盛カ	(該当大名なし)

注1) 表作成にあたり、『寛政重修諸家譜』、『藩史大事典』を参照した。

注2) 本文に記された内室、父及び先代の記載に該当する大名を『寛政重修諸家譜』から抜き出した。

表2 本文情報の誤り

【凡例】

no.	本文	本文誤書	内室	血縁
	『寛政重修諸家譜』等	関係 名前	内室	血縁
注1)『寛政重修諸家譜』『徳川諸家系譜』を使用。 注2)①では『寛政重修諸家譜』と『武家諫忍記』本文とで一致する部分を太字斜線で表した。 注3)②以下では『寛政重修諸家譜』『徳川諸家系譜』と『武家諫忍記』本文とで一致しない部分を太字斜線で表し				
【①当代・前代の情報混合】				
1	本文 『寛政重修諸家譜』	細川六丸源氏後号綱利云 <b>細川越中守綱利</b> 父 細川肥後守光尚	未定後松平讃州女 <b>松平慶岐守綱重が妻女</b> 烏丸中納言光賢が女	肥後守忠利ノ子ナリ 細川 <b>肥後守</b> 光尚 細川越中守 <b>忠利</b>
2	本文 『寛政重修諸家譜』	松平丹後守藤原光茂 <b>松平丹後守光茂</b> 実父 松平肥前守忠直	岡部内膳正女 上杉弾正少菊定勝が女 戸田民部少輔勝隆が女、継室東照宮の御養女実は <b>岡部内膳正長盛が女</b>	信濃守勝茂ノ嫡男也 松平信濃守勝茂(先代・祖父) <b>松平信濃守勝茂</b>
3	本文 『寛政重修諸家譜』	松平相模守源光仲 <b>松平相模守光仲</b> 父 松平富内少輔忠雄	紀伊大納言息女 <b>紀伊大納言綱直が息女</b> 松平阿波守室綱が女	富内少輔忠雄之男也 富内少輔忠雄 松平左衛門督 <b>忠雄</b>
4	本文 『寛政重修諸家譜』	上杉播磨守藤原實勝 <b>上杉綱勝(初め實勝)</b> 父 上杉弾正少菊定勝	保科肥後守女 <b>保科肥後守正之妻女</b> 鍋島信濃守勝茂が女	弾正少景勝ノ男 上杉弾正少菊定勝 <b>上杉弾正少景勝</b>
5	本文 『寛政重修諸家譜』	森内記源長継 <b>森内記長継</b> 子 <b>森美作守忠継</b>	池田備中守女 <b>池田備中守長幸が女</b> 小笠原信濃守長次が女	美作守忠継ノ養子実ハ民部少輔成次ノ男ナリ 池田美作守忠政、実は家臣 <b>関民部少輔成次が男</b> 森内記長継
6	本文 『寛政重修諸家譜』	松平隠岐守源定行 松平隠岐守定長 先々代 <b>松平隠岐守定行</b>	京極信濃守女 小笠原右近将監忠貞が女、継室 <b>京極信濃守高勝が女</b>	定頼嫡男ナリ <b>松平隠岐守定頼</b>
7	本文 『寛政重修諸家譜』	立花左近将監源直茂 <b>立花左近将監直茂(直茂)</b> 父 立花飛騨守忠茂	松平陸奥守女 本多縫殿頭康長が女 永井信濃守尚政が女、継室 <b>松平陸奥守忠宗が女</b>	飛騨守忠貞ノ男ナリ <b>立花飛騨守忠茂(初め忠貞)</b>
8	本文 『寛政重修諸家譜』	本多能登守藤原忠義 <b>本多能登守忠義</b> 父 本多美濃守忠政	森美作守女 <b>森美作守忠政が女</b> 岡崎三郎信康君の息女	中務大輔ノ男ナリ 本多美濃守忠政が三男 <b>本多中務大輔忠勝</b>
9	本文 『寛政重修諸家譜』	伊藤大和守祐久 <b>伊藤大和守祐久</b> 子 伊藤左京亮祐次 子 伊藤大和守祐美	秋田安房守女 瀧川左兵衛法直が女 <b>秋田安房守重季が女</b>	修理大夫祐慶 <b>修理大夫祐慶</b> 祐次養子実は祐久が四男
10	本文 『寛政重修諸家譜』	松平周防守源康政 父 松平康重(初め康次) 長男 <b>松平康政</b> 二男 弟松平康映	徳永法明女 <b>(継室) 徳永石見守寿昌女</b> 酒井讃岐守忠勝女 岡部美濃守官勝女	周防守康政ノ男 松平康重(康次) 松平康重(康次)
11	本文 『寛政重修諸家譜』	京極百助近江源氏佐々木 <b>京極高豊(百助)</b> 父 京極刑部少輔高和	— 松平土佐守豊昌が女、継室酒井雅楽頭忠幸が女 藤堂大頭高次が女	父刑部少輔高知(マ)ノ男実ハ主馬高清ノ子ナリ 京極 <b>刑部少輔</b> 高和 京極若狭守忠高、実は <b>主馬</b> 高政が男
12	本文より 『寛政重修諸家譜』	諏訪因幡守源忠恒 父 諏訪出雲守 <b>忠恒</b> 子 諏訪 <b>因幡守</b> 忠晴	内藤帯刀義女(実ハ次男市正娘) 稲葉彦六郎典通女 <b>内藤帯刀忠貞妻女</b>	出雲守忠明ノ男ナリ 諏訪 <b>出雲守</b> 忠恒
13	本文 『寛政重修諸家譜』	木下淡路守豊臣利貞 <b>木下淡路守利貞</b> 父 木下淡路守利当	同姓右衛門女 金森出雲守重頼が女 <b>木下右衛門</b> 大夫延俊が女	— 木下淡路守利当 木下宮内少輔利房
14	本文 『寛政重修諸家譜』	岩城伊予守平重隆 <b>岩城伊予守重隆</b> 父 岩城但馬守宣隆	— 佐竹右京大夫家臣佐竹源六郎義直が女、継室本多淡路守重能が女 多賀谷修理大夫重経が女、継室真田左衛門佐幸枝が女	但馬守宣隆ノ養子実ハ佐竹常陸助義重ノ男ナリ <b>岩城但馬守宣隆</b> 岩城修理大夫吉隆、実は <b>佐竹常陸介義重が四男</b>
15	本文 『寛政重修諸家譜』	分部伊賀守藤原嘉高 分部若狭守 <b>嘉高</b> 父 分部 <b>伊賀守</b> 嘉治	池田出雲守女 有馬左衛門佐康純が女 <b>池田出雲守長常が女</b>	左京亮光信ノ子ナリ 分部伊賀守嘉治 <b>分部左京亮光信</b>
16	本文 『寛政重修諸家譜』	水野備後守源元綱 <b>水野備後守元綱</b> 祖父 水野 <b>忠分</b>	中川内膳正妹 中川修理大夫秀成が女	弾正少菊忠分ノ子ナリ 水野 <b>弾正忠分</b> 長

17	16	本文 『寛政重修諸家譜』	丹羽式部少輔源氏定 父:丹羽式部少輔氏信 丹羽式部少輔氏定 子:丹羽式部少輔氏純(日本橋氏)	水野日向守女 水野日向守藤成養女 高木主水正成女	氏信ノ子ナリ 丹羽式部少輔氏信
18	17	本文 『寛政重修諸家譜』	谷助十郎藤原廣 谷出羽守衛廣 先代(祖父):谷大学頭衛政	小出修理亮女 小出修理亮吉重	出羽守子 (実父)衛利 谷出羽守衛友
19	17	本文 『寛政重修諸家譜』	一柳宇右衛門源直好 一柳土佐守末礼(直好) 父:一柳宇右衛門直次	— 太田備中守資宗が女 直家が女	直次ノ子ナリ 一柳宇右衛門直次 一柳美作守直家、実は小出伊勢守吉親が二男
20	17	本文 『寛政重修諸家譜』	牧野新三郎源後号武成 牧野遠江守(新三郎)康道 父:牧野内膳正康成(初め武成)	水野監物女 水野監物忠喜が女 松平周防守康重が女	内膳正子ナリ 牧野内膳正康成 牧野駿河守忠成が二男

【 ②諱名の誤り 】

21	4	本文 『寛政重修諸家譜』	有馬松千代源氏後諱頼利 有馬玄蕃頭頼利	— 松平讃岐守頼重が女	中務大輔高頼ノ男也 有馬中務大輔忠頼
22	4	本文 『寛政重修諸家譜』	松平式部太輔源忠次 松平式部太輔忠次	寺沢志摩守女 黒田筑前守長政が女、継室寺沢志摩守廣高が女	忠之ノ男也 松平遠江守康勝、実は松平出羽守忠成が長男
23	4	本文 『寛政重修諸家譜』	松平大和守源頼隆 松平大和守直矩	—	父大和守者参河守五男ナリ 松平大和守直基
24	8	本文 『寛政重修諸家譜』	松平丹波守源光重 松平丹波守光重	戸田左門女 戸田左門氏鑑が養女	丹波守光重ノ子也 松平丹波守康直(先代)、松平加賀守忠光(実父)
25	9	本文 『寛政重修諸家譜』	戸澤能登守源忠茂 戸澤能登守正頼	未定 松平安藝守光成が女	右京亮嫡男也 戸澤右京亮政盛
26	9	本文 『寛政重修諸家譜』	安藤対馬守源重貞 安藤対馬守重博(初め重貞)	未定 松平丹波守光重が女	右京進重之ノ孫式部少輔重之男 安藤右京進重長ノ孫、安藤式部少輔重之の男
27	11	本文 『寛政重修諸家譜』	高力左近太夫平慶信 高力左近太夫高長	— 永井信濃守尚政	摂津守忠房ノ男也 高力摂津守忠房
28	12	本文 『寛政重修諸家譜』	松平伊賀守源忠勝 松平伊賀守忠晴	杉原伯耆守女 杉伯耆守長房が女	伊豆守信吉男ナリ 松平伊豆守信吉
29	13	本文 『寛政重修諸家譜』	松平備後守源恒元 松平備後守恒元	— 松平隠岐守定勝が女	武州忠隆ノ次男 松平武蔵守利隆が二男
30	13	本文 『寛政重修諸家譜』	堀丹後守藤原直吉 堀丹後守直吉	— 堀兵部大輔直次が女	丹後守直政ノ男也 堀丹後守直時
31	13	本文 『寛政重修諸家譜』	朽木民部少輔源種綱 朽木民部少輔種綱	安藤右京内室ノ妹 稲葉佐渡守正成が女、継室安藤右京進重長が養女	種高ノ男ナリ 朽木河内守元綱が三男
32	14	本文 『寛政重修諸家譜』	小出伊勢守藤原吉親 小出伊勢守吉親	本多三弥女 本多三彌左衛門正重が女	播磨守吉次ノ次男 小出播磨守吉成が二男
33	17	本文 『寛政重修諸家譜』	堀市正藤原包胤 堀市正通胤	— 堀越中守利長が女	越中守政昭養子実八天方主馬俱通ノ男ナリ 堀越中守利長、実は天方主馬俱通が長男
34	17	本文 『寛政重修諸家譜』	溝口土佐守源政勝 溝口土佐守政勝	— 溝口伯耆守宣勝が女	伊豆守善政ノ子ナリ 溝口伊豆守善勝
35	17	本文 『寛政重修諸家譜』	佐久間備中守平勝頼 佐久間備中守(後阿波守)勝盛	本多美作守女 本多美作守忠相	勝頼之子ナリ 佐久間勝友
36	18	本文 『寛政重修諸家譜』	池田又八郎源氏号重時 池田邦照	—	越前守重彰ノ子ナリ 池田越前守重彰

【 ③受領名・官職名の誤り 】

37	3	本文 『寛政重修諸家譜』	松平大膳太夫大江綱廣 松平大膳太夫綱廣	松平越前守女 松平伊豫守忠昌が女	長門守秀就ノ嫡子ナリ 松平長門守秀就
----	---	-----------------	------------------------	---------------------	-----------------------

38	4	本文 『寛政重修諸家譜』	松平下総守源清良 松平下総守忠弘(初め清良)	細川 <b>肥後守</b> 女 細川 <b>越中守</b> 忠利が女	清匡ノ男也 松平下総守忠明(初め清匡)
39	5	本文 『寛政重修諸家譜』	酒井修理大夫源忠直 酒井修理大夫忠直	松平 <b>河内守</b> 女 松平 <b>越前守</b> 定頼が女	讃岐守忠勝ノ男ナリ 酒井讃岐守忠勝
40	5	本文 『寛政重修諸家譜』	奥平美作守平忠昌 奥平美作守忠昌	鳥井 <b>左京</b> 女 鳥井 <b>左京亮</b> 忠政が女	<b>大膳亮</b> 男ナリ 奥平 <b>大膳</b> 大夫家昌
41	6	本文 『寛政重修諸家譜』	堀田上野介紀正信 堀田上野介正信	松平 <b>河内守</b> 女 松平 <b>越前守</b> 定行が女	加賀守正盛ノ嫡男ナリ 堀田加賀守正盛
42	9	本文 『寛政重修諸家譜』	有馬左衛門佐藤原康純 有馬左衛門佐康純	阿部 <b>右衛門</b> 守女 水野準人正忠清が女、継室阿部 <b>豊後守</b> 忠秋が養女	左衛門佐直純ノ男ナリ 有馬左衛門直純
43	9	本文 『寛政重修諸家譜』	稲葉能登守智信通 稲葉能登守信通	織田 <b>尾防</b> 守女 織田 <b>兵部</b> 大將信良が二女、継室信良が三女	民部少輔一通男ナリ 稲葉民部少輔一通
44	12	本文 『寛政重修諸家譜』	鳥井主膳正平忠春 鳥井主膳正忠春	三浦志摩守女 三浦志摩守正次が女	左京大夫孫 <b>兵部少輔</b> 之男也 <b>左京亮</b> 忠政
45	13	本文 『寛政重修諸家譜』	真田伊賀守滋野氏信 真田伊賀守信利	松平 <b>土佐守</b> 女 松平 <b>河内守</b> 忠豊が女	河内守信吉ノ次男ナリ 真田河内守信吉
46	13	本文 『寛政重修諸家譜』	酒井日向守源忠能 酒井日向守忠能	稲葉 <b>丹波</b> 守女 稲葉 <b>丹波守</b> 正勝が女	阿波守忠行男ナリ 酒井阿波守忠行
47	14	本文 『寛政重修諸家譜』	木下右衛門大夫豊臣俊長 木下右衛門大夫俊長	朽木民部女 朽木民部少輔種綱が女	<b>加賀守</b> 俊治之男也 木下 <b>伊賀守</b> 俊治
48	16	本文 『寛政重修諸家譜』	秋元但馬守藤原喬朝 秋元但馬守喬知(喬朝)	— 秋元準人正忠朝が女	越中守置朝様子実者 <b>伊賀守</b> 子ナリ 秋元越中守富朝、実は戸田 <b>山城守</b> 忠昌が長男
49	18	本文 『寛政重修諸家譜』	前田右近大夫菅原利豊 前田右近大夫利豊(利豊)	松平 <b>丹波守</b> 女 松平 <b>加賀守</b> 忠光が女	大和守利孝ノ子ナリ 前田大和守利孝
50	18	本文 『寛政重修諸家譜』	伊丹大隅守藤原勝政 伊丹大隅守勝政	喜多見 <b>久太</b> 夫女 喜多見 <b>若狭守</b> 勝忠が養女	播磨守勝長ノ子ナリ 伊丹播磨守勝長
【④全くの別人】					
51	4	本文 『寛政重修諸家譜』	佐竹修理大夫源義隆 佐竹修理大夫義隆	松平 <b>越前守</b> 女 家臣佐竹淡路義章が女	右京大夫養子実八岩城忠治郎貞隆ノ男ナリ 右京大夫義宣養子、実は岩城忠次郎貞隆が男
52	6	本文 『寛政重修諸家譜』	戸田采女正藤原氏信 戸田采女正氏信	松平 <b>古丹波</b> 守女 牧野 <b>越前守</b> 忠成が女	左門氏鉄之男也 戸田左門氏鉄
53	6	本文 『寛政重修諸家譜』	永井信濃守大江尚政 永井信濃守尚政	<b>伊藤若狭</b> 守女 <b>内藤修理亮清成</b> が女	右近大夫直勝ノ男ナリ 永井右近大夫直勝
54	11	本文 『寛政重修諸家譜』	松平和泉守源乗久 松平和泉守乗久	松平 <b>古丹波</b> 守女 水野 <b>監物</b> 忠善が女	乗寿之男ナリ 松平和泉守乗寿
55	14	本文 『寛政重修諸家譜』	遠藤備前守藤原常季 遠藤備前守常友(常季)	<b>太田備中</b> 守女 戸田采女正氏信が女	但馬守慶利ノ男也 遠藤但馬守慶利
56	15	本文 『寛政重修諸家譜』	堀美作守菅原親昌 堀美作守菅原親昌	松平 <b>備前</b> 守女 杉原伯耆守長房が女、継室 <b>青山大藏少輔</b> 幸成が女、継室 <b>内藤</b> 紀伊守信正が女、継室 <b>三條</b> 西右大臣実俊が女	美作守親良ノ子ナリ 堀美作守親良
57	16	本文 『寛政重修諸家譜』	久留嶋信濃守源通清 久留嶋信濃守通清	松平 <b>河内</b> 守女 中川 <b>内膳</b> 正久盛が養女、継室松平 <b>土佐守</b> 忠義が女	丹波守通春ノ子ナリ 久留嶋丹波守通春
【⑤誤字】					
58	3	本文 『寛政重修諸家譜』	井伊玄番頭藤原直隆 井伊玄番頭直隆	— —	掃部頭直孝ノ次男也 井伊掃部頭直孝
59	4	本文 『寛政重修諸家譜』	小笠原右近将監源忠真 小笠原右近将監忠真	本多美濃守女 本多美濃守忠政が女	兵部大輔秀政ノ男ナリ 本多兵部大輔秀政

60	6	本文 『寛政重修諸家譜』	南部山城守源重直 南部山城守重直	加藤左馬之助女 加藤左馬之助嘉明が女	信濃守 直男也 南部信濃守 利直
61	7	本文 『寛政重修諸家譜』	松平伊豆守源信綱 松平伊豆守信綱	井上主計女 井上主計頭正就が女	松平右衛門大夫正綱ノ養子実ハ大河内 金右衛門男也 松平右衛門大夫正綱、実は大河内 金兵衛久綱が三男
62	7	本文 『寛政重修諸家譜』	牧野飛騨守源忠成 牧野飛騨守忠成	同姓新三郎女 牧野内膳正康成が女、継室牧野播磨守定成が養女	駿州ノ孫ナリ大和守 秀成ノ男 牧野大和守 光成、牧野駿河守忠成の孫
63	9	本文 『寛政重修諸家譜』	加藤出羽守藤原泰真 加藤出羽守泰真	岡部内膳正女 岡部内膳正長盛が女、継室戸澤右京亮政盛が女	左近大夫真泰ノ男ナリ 加藤左近大夫真泰
64	9	本文 『寛政重修諸家譜』	仙石越前守藤原政俊 仙石越前守政俊	水谷伊勢守女 水谷伊勢守勝隆が女	兵部 少輔 忠政ノ男 仙石兵部 大輔 忠政
65	10	本文 『寛政重修諸家譜』	秋田安房守安倍盛季 秋田安房守盛季	— 安藤右京進重長が女	河内守俊 秀之子ナリ 秋田河内守俊 季
66	11	本文 『寛政重修諸家譜』	本多飛騨守藤原直昭 本多飛騨守 重昭	松平越前守姉 松平伊豫守忠昌が女、継室甘露寺宰相副長が女	淡路守重能ノ男ナリ 本多淡路守重能
67	12	本文 『寛政重修諸家譜』	松平市正源直次 松平市正英親(初め直次)	松平若狭守女 松平若狭守女	丹波守重直之子也 松平 丹波 守重直
68	14	本文 『寛政重修諸家譜』	松平将監源忠房 松平将監忠昭	下総守女 酒井下総守忠正が女	左近将監成重之男也 松平 右近 将監成重
69	16	本文 『寛政重修諸家譜』	五嶋淡路守平盛勝 五嶋淡路守盛勝	奥平美作守女 奥平美作守忠昌が女	源次郎盛次ノ子ナリ 五嶋 源平太 盛次
70	16	本文 『寛政重修諸家譜』	堀田備中守紀正俊 堀田備中守(後筑前守)正俊	稲葉美濃守女 稲葉美濃守正則が女	加賀守正 成ノ子ナリ 堀田加賀守正 成が三男
71	16	本文 『寛政重修諸家譜』	京極主膳正源高通 京極主膳正高通	同姓丹後守女 京極丹後守高知が女	故丹後守高知三男養子実ハ朽木兵部少輔 實綱ノ男也 京極丹後守高知が養子、実は朽木兵部少輔 實綱が三男
【 ⑥同音異字の使用 】					
72	2	本文 『寛政重修諸家譜』	松平陸奥守藤原忠宗 松平陸奥守忠宗	池田左衛門女 吉徳院殿の御養女姫君実は池田三左衛門輝政が女	正宗之嫡子ナリ 松平 政宗(マサムネ)
73	5	本文 『寛政重修諸家譜』	酒井左衛門尉源忠治 酒井左衛門尉忠義(忠治)	— 松平甲斐守輝綱が女	摂津守忠 房ノ男ナリ 酒井摂津守忠 房(タケマサ)
74	14	本文 『寛政重修諸家譜』	土岐山城守源頼行 土岐山城守頼行	— 伊丹康勝入道順斎が女	山城守定 房ノ男也 土岐山城守定 房(サダヨシ)
75	17	本文 『寛政重修諸家譜』	太田備中守藤原正清 太田備前守 政清(マサキヨ)	織田左衛門佐女 織田左衛門佐長政が女	備前守晴清ノ男 太田備前守晴清
76	17	本文 『寛政重修諸家譜』	小堀備中守源政之 小堀備中守源 正之(マサキ)	— 建部丹波守政長が女、継室森川庄久郎氏之が女	遠江守政一子ナリ 小堀遠江守政一
77	18	本文 『寛政重修諸家譜』	小出与平次藤原氏後号有兼 小出与有 兼(アムネ)	金森立新妹 安部摂津守信盛が女、継室金森出雲守重頼が女	大隅守三 尹ノ子ナリ 小出大隅守三 尹
【 ⑦事実誤認 】					
78	1	本文 『徳川諸家系譜』	水戸中納言頼房 水戸中納言頼房	— 藤原中不迎之	家康公九男 (十一男)
79	15	本文 『寛政重修諸家譜』	稲垣信濃守源重祥 稲垣信濃守重昭(重祥)	— 稲垣平二郎茂門が女	摂津守重頼ノ嫡男ナリ 先代(祖父)稲垣摂津守重綱(初め重種)
【 ⑧その他 】					
80	5	本文 『寛政重修諸家譜』	酒井雅楽頭源忠清 酒井雅楽頭忠清	松平越中守 定綱女 松平越中守 定綱が女、継室姉小路大納言公景が女	河内守忠行ノ男ナリ 酒井 阿波守 忠行
81	6	本文 『寛政重修諸家譜』	松平越中守源定重 松平越中守定重	— 松平肥前守利常が女、継室駒井氏の女	摂津守 定長ノ養子実ハ河内守定頼ノ三男也 松平摂津守 定長、実は松平 藤波守 定頼が三男

82	10	本文 『寛政重修諸家譜』	石川主殿源昌勝 石川主殿源憲之(初め昌勝)	— 梅園三位実清が女	源正少胤源廣ノ子也 石川源正大親源勝(実父)
83	12	本文 『寛政重修諸家譜』	太田備中守源資宗 太田備中守資宗	板倉周防守女 板倉周防守重宗が女	新三郎重政ノ男子ナリ 太田新六郎重正
84	14	本文 『寛政重修諸家譜』	西尾丹後守源忠嗣 西尾丹後守忠嗣	— 竹中采女正重義が女、継室松平外記伊昌が女	丹後守盛之男也 西尾丹後守忠永
85	14	本文 『寛政重修諸家譜』	植村右衛門佐源家貞 植村右衛門佐家貞	酒井河内守女 織田羽部大膳信則が女、継室井上河内守正利が女	出雲守家政之男子ナリ 植村出羽守家政
86	15	本文 『寛政重修諸家譜』	織田内記平信久 織田内記(後越前守)信久	稲葉能登守女 稲葉能登守信通が女	兵部少輔信昌養子実ハ出雲守信友ノ子ナリ 織田兵部大膳信昌、実ハ織田出雲守高長が四男
87	15	本文 『寛政重修諸家譜』	酒井大学頭源忠嗣 酒井大学頭忠恒(初め忠嗣)	— 牧野駿河守忠成が女	宮内少輔忠勝之子 酒井宮内大膳忠勝が三男
88	16	本文 『寛政重修諸家譜』	細川豊前守源興隆 細川豊前守興隆	牧野佐藤守女 牧野内匠頭信成が女	玄番頭真昌ノ子ナリ 細川玄番頭真昌
89	17	本文 『寛政重修諸家譜』	堀肥前守藤原有輝 堀肥前守輝輝	松平備前守女 酒井長守忠当が養女	淡路守直舛ノ子ナリ 堀淡路守直舛
90	17	本文 『寛政重修諸家譜』	織田信濃守平長盛 織田信濃守秀一(初め長盛)	(欄なし) 小出大隈守重棟女	修理亮久長ノ子 織田修理亮長盛
91	18	本文 『寛政重修諸家譜』	西郷若狭守源經貞 西郷若狭守經貞	— 松平大隅守重則が女、継室相馬大膳亮義胤が養妹	若狭守經貞ノ子也 西郷若狭守正貞
92	18	本文 『寛政重修諸家譜』	山口但馬守多良弘隆 山口但馬守(後修理亮)弘隆	諏訪因幡守女 諏訪出雲守忠恒が女	修理亮重隆之次男 山口修理亮重政

表3 混合表記の大名の代替わり時期

no.	巻	本文頭書	関係大名	代替わり時期
1	表2	2:細川六丸源氏後号綱利云	忠利(祖父)ノ光尚(父)ノ綱利	忠利→光尚:寛永18(1641)ノ光尚→綱利:慶安3(1650)
2	表2	3:松平丹後守藤原光茂	勝茂(祖父)ノ忠直(父)ノ光茂	忠直→光茂:明暦3(1657)ノ光茂→勝茂:寛永12(1635)ノ勝茂→光茂:明暦3(1657)
3	表2	3:松平相模守源光仲	忠継(祖父)ノ忠雄(父)ノ光係	忠雄→光係:元和元(1615)ノ光係→忠雄:寛永9(1632)
4	表1・表2	3:上杉掃磨守藤原實勝	定勝(父)ノ綱勝(實勝)	定勝→綱勝:正保2(1645)
5	表2	4:森内記源長継	長継ノ忠継(第一子)	忠継→長継:寛永11(1634)ノ長継→忠継:延宝2(1674)ノ忠継→長武(第二子):延宝2(1674)
6	表1・表2	4:松平隠岐守源定行	定行(祖父)ノ定長	定行→定長:万治元(1658)ノ定長→定頼:寛文2(1662)
7	表2	5:立花左近将監源直茂	忠茂(忠貞)ノ直茂	直茂→忠茂:寛文4(1664)
8	表2	5:本多能登守藤原忠義	忠政(父)ノ忠義	(忠義別家)
9	表1	6:真田右衛門滋野信房	信政(父)ノ信房	信政→信房:万治元(1658)
10	表1	9:脇中務少輔藤原安吉	安元(先代)ノ安吉	安元→安吉:承応2(1653)ノ安吉→安元:承応3(1654)
11	表2	9:伊藤大和守祐久	祐久ノ祐次(子)ノ祐實(子)	祐久→祐次:明暦3(1657)ノ祐次→祐實:寛文元(1661)
12	表1・表2	9:松平周防守源康政	康次(父)ノ康政ノ康映(弟)	康政→康映:寛永7(1630)ノ康映→康次:寛永17(1640)ノ康次→康政:慶安2(1649)石見浜田城へ)
13	表2	9:京極百助近江源氏佐々木	高和(父)ノ高豊(百助)	高和→高豊:寛文2(1662)
14	表1・表2	12:諏訪因幡守源忠恒	忠恒(父)ノ忠晴	忠恒→忠晴:明暦3(1657)
15	表2	14:木下淡路守豊臣利貞	利當(父)ノ利貞	利當→利貞:寛文2(1662)
16	表2	15:岩城伊豫守平重隆	宣隆(父)ノ重隆	宣隆→重隆:明暦2(1656)
17	表2	15:分部伊賀守藤原嘉高	嘉治(父)ノ嘉高	嘉治→嘉高:万治元(1658)
18	表2	15:水野備後守源元綱	忠分(祖父)ノ分長(父)ノ元綱	元綱→分長:天正期ノ分長→元綱:元和6(1620)
19	表1・表2	16:丹羽式部少輔源氏定	氏信(父)ノ氏定ノ氏純(子)	氏信→氏定:正保3(1646)ノ氏定→氏純:明暦3(1657)
20	表2	17:谷助十郎藤原衛廣	衛友(曾祖父)ノ衛政(祖父)ノ衛利(父)ノ衛廣	衛友→衛政:寛永5(1628)ノ衛政→衛利:承応元(1652)ノ衛利→衛廣:寛文3(1663)
21	表2	17:一柳宇右衛門源直好	直次(父)ノ末礼(直好)	直次→末礼:万治元(1658)ノ末礼→直次:万治2(1659)
22	表2	17:牧野新三郎源後号武成	康成(初め武成)ノ康道(弟)	康成→康道:万治元(1658)

注1) 表作成にあたり、『寛政重修諸家譜』、『藩史大事典』を参照した。